監

查委

員

監査結果に対する措置の公表.

事

務 局

:

Ħ.

(

規

則

目

次

第三千百二十八号

平成二十一年(水曜日)

右 土地改良区の役員の退任 土地改良区の役員の就任及び退任 土地改良区の役員の退任 開発行為に関する工事の完了...... 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 正する訓令..... 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改 青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 出 公 訓 規 同 先 機 関 令 則 告 (環境政策課) (みらい課) (建築住宅課) 入 県上 県西 県三 民 地 民地 民地 同 事 局域 局域 局域 課) : : : : : : : = 껃 Į ≕. 三.

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県規則第五十三号

青森県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

部を次のように改正する 青森県母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和三十九年十一月青森県規則第百五号)

の

第三条中「の各号」を削り、同条第十四号中 「保証人」 を「政令第八条第四項又は

第九条第一項の保証人」に改める。 第五条中「第九条第一項に規定する」 を 「第八条第四項及び第九条第一項の」

「の各号の」を「に掲げる」に改める。 第八条第一項中「保証人が」を「政令第八条第四項又は第九条第一項の保証人が.

第九条第二項中「) に」の下に「、保証人がある場合にあつては、 「保証人の」を「当該保証人の」に改める。 当該」 を加える。

第十条第二項中「ほか、」の下に「保証人がある場合にあつては、当該」 第二十四条第一項の表第三条第三号の項の次に次のように加える。 を加える。

第三条第十四号 第八条第一項 又は第九条第一項 政令第八条第四項 政令第八条第四項又は政令第三十八条に 政令第三十七条第二項において準用する おいて準用する政令第九条第一

第二十四条第一項の表第五条の項を次のように改める。

第五条 及び第九条第一項 政令第八条第四項 政令第八条第四項及び政令第三十八条に 政令第三十七条第二項において準用する おいて準用する政令第九条第一項

改める。 第二十四条第一項の表第九条第一項の項中 「第六条第三号」 を 「第七条第三号」 に

として次のように加える。 第一号様式の注中11を12とし、 10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に8

この規則は、公布の日から施行する。

- 8 保証人の状況欄には、保証人を立てる場合にのみ記入すること。第六号様式中「年3パーセント」を「年1、5パーセント」に改め、同様式の注の1中「及び連帯保証人」を削り、同注中4を5とし、3を4とし、2の次に3として次のように加える。
- 3 連帯保証人を立てたとざは、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入の上、海印すること。この場合において、連帯保証人の毎印は、無印によること。第十五号様式及び第十六号様式の注中2を3とし、1の次に2として次のように加
- 2 連帯保証人がある場合は、当該連帯保証人の住所及び氏名を記入し、押印すること。

第四十八号様式中「年三パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

訓

青森県訓令甲第二十四号

青

庁 中 一 般

=

各出先機関

定める。 青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように

平成二十一年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程 (昭和三十八年四月青森県訓令甲第

)の一部を次のように改正する。

児休業若しくは育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員又第五条第三項中「人事課長」の下に「 (期限付臨時職員 (産休をとり、若しくは育

更にあつては、財政課長)」を加える。 代替として任用されるものに限る。)及び育児休業代替臨時職員の年間任用計画の変は任用期間の中途で退職した非常勤職員 (非常勤事務員の職にあるものに限る。)の

附則

この訓令は、公表の日から施行する。

公

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十一年八月二十六日

青森県知事 三 村

申

吾

物品等の名称及び数量

大気汚染常時監視テレメータシステム賃貸借一式

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境政策課

三 契約の方法 青森市長島一丁目一の一

一般競争入札

契約の相手方を決定した日

兀

契約の相手方の名称及び住所

平成二十一年八月三日

五

東日本電信電話株式会社青森支店

青森市橋本二丁目一の六

六 契約金額

四千四百九十一万九千円

七 契約の相手方を決定した手続

を契約の相手方としたものである。 で、 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者 かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

八 入札の公告を行った日

平成二十一年六月十七日

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成二十一年八月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

三沢市桜町一丁目一の三八	区) で、九の一部及び一一の一部 (第七工で、九の一部及び一一の一部 (第七工三沢市新森二丁目五の三、六から八ま
及び氏名 (名称)開発許可を受けた者の住所	地域の名称 開発区域 (工区) に含まれる

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

規定により公告する。 市筒口土地改良区から、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、中 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の

平成二十一年八月二十六日

三八地域県民局長

区役 員 別の

氏

名

住

所

退任の年月日

堀

内

芳

男

監 事 三浦富次郎 三戸郡五戸町字沢向ニニの八 平成二・

<u>+</u>-

土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。 風山土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、屏

平成二十一年八月二十六日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	理	区役 員 別の
						事			事								事	別の
工 藤	野呂	秋田谷幸央	工藤	小山内克也	安田	川原	工藤三	羽場	藤田	小山内浩司	佐藤	松橋伊左美	成田	長内	野呂	秋田谷幸央	工藤	氏
宰	勝男	幸央	勝敏	克也	光彦	质	上藤三千輝	進	順造	浩司	良一	左美	博	幸 仁	勝男	幸央	勝 敏	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	つがる市	住
車力町若林一二四	木造濁川浅井一二の一	車力町若林二八の二	"村上六七	牛潟町塚野沢一〇三	木造平滝宝滝七六の一	牛潟町潟上七六	車力町若林一〇四の一	豊富町千貫六一	稲垣町豊川藤ヶ森一の	牛潟町潟上四六の二	下牛潟町靍舞岬四五の三	" 萱津七	富萢町藪分一五	″ 平滝宝滝八八の一	木造濁川浅井一二の一	車力町若林二八の二	つがる市牛潟町村上六七	
									_		_							所
"	"	"	"	"	"	三・六元退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三・ ☆ 哥) 就任 平成	の年月日

//

小又 福蔵 / "

"

字森ケ沢ーニ

//

理

事

沼田

年 幸

五三沢市大字天ケ森字天ケ森一三の三八

平成三・ 亭

Ħ.

氏

名

住

所

退任の年月日

		: : : : : : : : : : : : : : : : : : :			, ,		
"		字夏林家ノ後六	"	克雄	島田	<i>II</i>	
"		字金沢平三五	"	俊二	楠	"	
"		字道ノ上七七の三	"	向中野由喜	向由	"	
"		字下鳥谷部四四	"	部忠	鳥谷部	"	
"		字金沢平三四九	"	鳥谷 千代喜	鳥	"	
"		字小田平一五の一	"	文悦	工藤	"	
"		字大平一二の三	"	文 寛司	小 又	"	
"		字柳平一五の二	"	黄司	柳平	"	
三・ 示 一 就任 	_ の 八	上北郡七戸町字榎林家ノ前一一二	上北郡七日	政則		理事	
の 年 月 日	所		住	名	氏	区役 員 別の	
幸悦	丸井	上北地域県民局長					
			十六日	平成二十一年八月二十六日	+	平 成	
たので、 同条第十	山があった	「する。 次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、	る。のとおり役	=	正良と	七項の規定により公告間林土地改良区から、	七間
第十八条第十六項の規定により、天	#十六項の	(昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第	四年法律第	昭和二十四		土地改良法	
		退 任	土地改良区の役員の就任及び退任	区の役員の	也 改良	± :	
						}	_
"	_	稲垣町豊川藤ヶ森一の一	 	順造	 藤 田	"	
"		豊富町千貫一一六	<i>"</i>	^场 晃	羽場	"	
"		下牛潟町靏舞岬二三の二	<i>"</i>	膝	工藤	監事	
"		稲垣町繁田源五四の一	// Iii	甩 昭 造	黒滝	"	
"		" 萱津七	"	松橋伊左美	松棒	"	
"		富萢町藪分一五	// =	博	 成 田	"	
"		車力町若林一〇四の一	<i>"</i>	工藤三千輝	工	"	
"		木造平滝宝滝八八の一	<i>"</i>	幸仁	長内	"	
		豊富町千貫六一	<i>"</i>	進	羽場	"	

"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	"	"	監	"
		事											事			事	
小又	高田	十枝内隆	枋木	小又	小又	楠	鳥谷如	柳 平	天間	中村	小又	坪	鳥谷部政志	十枝肉	鳥谷如	小又	天間
良一	克雄	隆則	政則	福蔵	勲	俊二	鳥谷部金作	廣司	敏行	定幸	精一	幸一		十枝内隆則	鳥谷部長作	良一	敏行
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
字後平二八八の四	字榎林家ノ後六	字夏間木六四の八一	字榎林家ノ前ーーニの八	字森ケ沢一二	字道ノ上一二一の二	字金沢平三五	字鳥谷部一二の二	字柳平一五の二	字森ノ上七五の三	字舟場向川久保二三〇	字森ケ沢四五の二	字天間舘前川原八五の一	字舟場向川久保五二〇の四	字夏間木六四の八一	字小田下五の一	字後平二八八の四	字森ノ上七五の三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三・季三退任	"	"	"	"

土地改良区の役員の退任

三沢土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、北 区役 員 別の 平成二十一年八月二十六日 上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

中南地域県民局 地域健康福祉部

監査箇所名

三八地域県民局地域健康福祉部

監

項の規定により、次のと 員会委員長及び青森県公 (昭和22年法律第67号) 平成21年 5 月11日付

平成21年8月26日

収入未済の解消に努	納金処理要綱」に基づき、従来の文書及び理要綱」に基づき、従来の文書及び電話による納入指導のみならず、家庭訪問等による直接集金を徹底する。 底する。 底する。 底する。 「無する」 「無さ、福祉総室においては母子寡婦福祉資金償還開始前に借主・連帯 情法・連帯保証人に文書で通知し、 賃還に係る意識の啓発を図るとともに、借主・連帯借土が償還できない 場合は連帯保証人に償還を求める等収入未済の解消に向けた取組の一層の強化を図っていくこととした。	収入未済の解消に努 収納対策検討会議を定期的に開催めること。 して、効果的な納入指導方針を検討めること。 しながら、さらに当部で定めた「洗	監査結果 措置の内容	 - 	() 小	6日	^{条県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、} なのとおり公表する。	ヨ付け青監査第13号で報告した監査の結果について、地方自治法 77号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委	監査結果に対する措置の公表	查 委 員
	I	u, → IIII.	 	 ∏∄	章子光一			自治法教育委		
森県立あすな。 医療療育セン	上北地域県民局 地域健康福祉部		地域健康福祉部	1北地域県民局						
収入未済の解消に努めること。	収入未済の解消に努めること。		ů. Li	収入未済の解消に努	領収証書を交付しないで現金を領収したものがある。					
当センター収入未済金対策要綱及び収入未済金処理要領に基づき、未収金の解消に努める。 収入未済が発生した場合は、その種類、金額及び未納者等の	養育医療や生活保護等の制度利用者等に対する説明を行い、十分に理解してもらうとともに、納入・返還等について適切な指導を行い、収入未済が生じないよう努める。また、収入未済が生じたときは、収入未済解消対策会議に諮り、未納ケースの分析と具体的対策の検討を行うとともに、訪問指導等により粘り強く納入指導を続けることにより、収入未済の解消に努める。	めるほか、債権発生を未然に防止する取組を実施し、収入未済の解消に 努めることとした。	滞納者検討会議を定期的に開催して 効果的な指導方策を検討するととも に、家庭訪問等による償還指導を強	「収入未済金対策要綱」に基づき、	現金領収時の領収証書持参の徹底 並びに現金領収当日の領収証書及び 現金出納票の作成を徹底し、現金領 収当日のチェックを行っている。	権事務担当者と児童福祉司が協力し、 全体で取り組んでいる。	重虐待等で施設を利用している児童の保護者の中には納入指導が困難な の保護者の中には納入指導が困難な 人もおり、施設入所の経緯等を踏ま えた指導も必要となることから、債	質付時に個別の貸付記明を行い、賃還に対する意識の強化を図っている。 遠に対する意識の強化を図っている。 さらに、こども相談総室では、児	となることから、債権事務担当と地 区担当が協力して取り組み、福祉総 室では、母子寡婦福祉資金貸付金の	収等を行うほか、債権発生の未然防止という視点から市町村事務担当者との連携強化に努めている。また、保健総室では、未熟児等医療給付費については保健指導が必要

青森県立七戸高 等学校		青森県立岩木高 等学校		青森空港管理事 務所	ッパセンク (平成21年3月 31日廃止)	青森県農林総合番がもつる	青森県工業総合 研究センター (平成21年3月 31日廃止)		
起案用紙に公印使用の承認を受けず、公印を使用しているものがある。		起案用紙に公印使用の承認を受けず、公印を使用しているものがある。	需用費において、契約が妥当でないものがある。	需用費において、競争入札で執行すべき契争入札で執行すべき契約を随意契約で執行しているものがある。	いて、宇幼士がが過れ に行われていないもの がある。	重要物品の処分にお	歳出科目を誤ってい るものがある。		
今回の指摘を受け、公印使用承認印の押印漏れを防止するため、平成日の押印漏れを防止するため、平成21年1月13日付け青教員第417号において、これまでの公印使用承認の取扱いについて整理した通知を発出	底を図り、適止な事務処理に力全を 期することとした。	今回の指摘を受け、公印使用承認印の押印漏れを防止するため、平成日の押印漏れを防止するため、平成21年1月23日付け事務連絡通知において、具体的な様式例を示すなど、万全を期することとした。また、併せて、今後も機会をとらえて周知徹	職員に対して関係規定等の遵守を 指導するとともに、内部審査体制を 強化し、適正な事務処理に努めることにした。	職員に対して関係規定等の遵守を 指導するとともに、内部審査体制を 強化し、適正な事務処理に努めることにした。	で加い来級にある記述と手続の方法 重要物品に対する認識と手続の方法 について周知徹底を図り、指摘事項 の再発防止に万全の措置を講じた。	所属において全職員に	歳出科目の誤りを訂正した。 なお、職員の財務に関する知識の 不足が歳出科目の誤りにつながった ことから、職員の財務知識の向上に 努めることとした。	る。 新たな収入未済の発生を抑制するため、未納者を適宜把握し、するため、未納者を適宜把握し、適切な時期に督促状等を発し早期解消に努める。	収納状況を適時に把握確認して、 債権管理を適切に行う。 文書や電話による納入指導及 び家庭訪問等で未納者に催促を 行い、未収金の早期解消に努め
	半半	레나 피브			70 HIM 10 F				
	≣森県立三戸高 章学校	青森県立八戸東高等学校			青森県立六ケ所 高等学校				
立替処理しているものがある。	使用料及び手数料において、未収授業料を	需用費において、電気料金の支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。			会計員でない臨時事務職員に授業料領収等に係る会計事務を扱わせているものがある。			会計員でない臨時事 務職員に授業料領収等 に係る会計事務を扱わ せているものがある。	
平成20年4月に開催した県立学校事務長会議において、私費の会計処理を適正に行うよう周知徹底した。また、各学校において未収授業料に係る債権管理を適切に行うため、授業料徴収マニュアルを作成し、平成20年度末に配付した。		口座振替の方法により支払っているすべての公共料金の支出事務について、支出命令手続から口座振替までを必ず複数の者により確認することとし、適正な財務事務の執行に努めることとした。	$\langle \vec{n} \rangle$	接、授業料を受領することはできない。日通知し、適正な事務処理に万全を加き返りである。また、臨時事を期することとした。また、臨時事務職員に授業料に係る事務を扱わせる場合は、事務長等の管理・監督の	会つ員が	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	い自地対し、適比な事務処理に刀宝を期することとした。また、臨時事務職員に授業料に係る事務を扱わせる場合は、事務長等の管理・監督の下、口座振替不能者に対する納入通知や関係帳票等の整理等の事務にとなるととまに情事を指するニとと	臨時事務職員に授業料に係る会事務を扱わせる場合の取扱いにつて、平成20年12月24日付け青教員で、平成20年12月24日付け青教員399号において、臨時事務職員が接、授業料を受領することはできないでで	するなど、万全を期することとした。また、併せて、今後も機会をとらえて周知徹底を図り、適正な事務処理に万全を期することとした。

青森県野辺地警察署	曹森県立七戸養護学校	青森県立弘前第 二養護学校
歳出科目を誤ってい るものがある。	就学奨励費支給事務 において、事務取扱要 項に従った取扱いをし ていないものがある。	就学奨励費支給事務において、就学奨励費において、就学奨励費を保護者に現金支給した際の受領書の月日が正しく記載されていないものがある。
適正な予算科目からの支出か否かをよく検討し、支払手続を行うとともに、審査事務についてもチェック体制の強化を図り再発防止に努めることとした。	平成21年3月23日付けで「青森県特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項」を一部改正するとともに、「使途委任経費及び学校給食等に係る会計取扱要領」を定め、適正な事務処理を行うよう各特別支援学校に対し通知した。今後、「青森県特別支援学校就学學励事業に係る事務取扱要項」及び「使途委任経費及び学校給食等に係る会計取扱要領」を遵守した事務処理、書類整備等を徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。	平成21年3月23日付けで「青森県特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項。を一部改正し、平成21年度から保護者への現金支給を廃止し、口座振替することとした。 今後、「青森県特別支援学校就学奨励事業に係る事務取扱要項」を遵守した事務処理、書類整備等を徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円一銭|| 毎週月・水・金曜日発行